

# 障害福祉サービスの利用

## 1 サービスの全体像

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」といいます。 )によるサービスと児童福祉法によるサービスで構成されています。

### 障害者総合支援法

#### 自立支援給付

##### 介護給付

- ・居宅介護(ホームヘルプ) P26
- ・重度訪問介護 P26
- ・行動援護 P26 ・同行援護 P26
- ・短期入所(ショートステイ) P28、132
- ・重度障害者等包括支援
- ・生活介護 P27 ・療養介護 P29
- ・施設入所支援 P28、112

##### 訓練等給付

- ・自立訓練(機能・生活訓練) P27
- ・就労移行支援、就労継続支援 P27
- ・就労定着支援 P27
- ・共同生活援助 P28
- ・自立生活援助 P29

##### 計画相談支援給付

- ・サービス利用支援
- ・継続サービス利用支援

##### 地域相談支援給付

- ・地域移行支援、地域定着支援

##### 補装具 P31

##### 自立支援医療 P66

- ・精神通院医療、更生医療
- ・育成医療

#### 地域生活支援事業

- ・相談支援 P15
- ・意思疎通支援 P29
- ・移動支援 P30
- ・日常生活用具費の支給又は貸与 P32
- ・地域活動支援センター P130
- ・福祉ホーム P131

など

### 児童福祉法

#### 障害児通所支援給付

- ・児童発達支援 P101、102
- ・医療型児童発達支援
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス P102
- ・保育所等訪問支援 P111

#### 障害児入所支援給付

- ・福祉型障害児入所支援 P100
- ・医療型障害児入所支援 P100

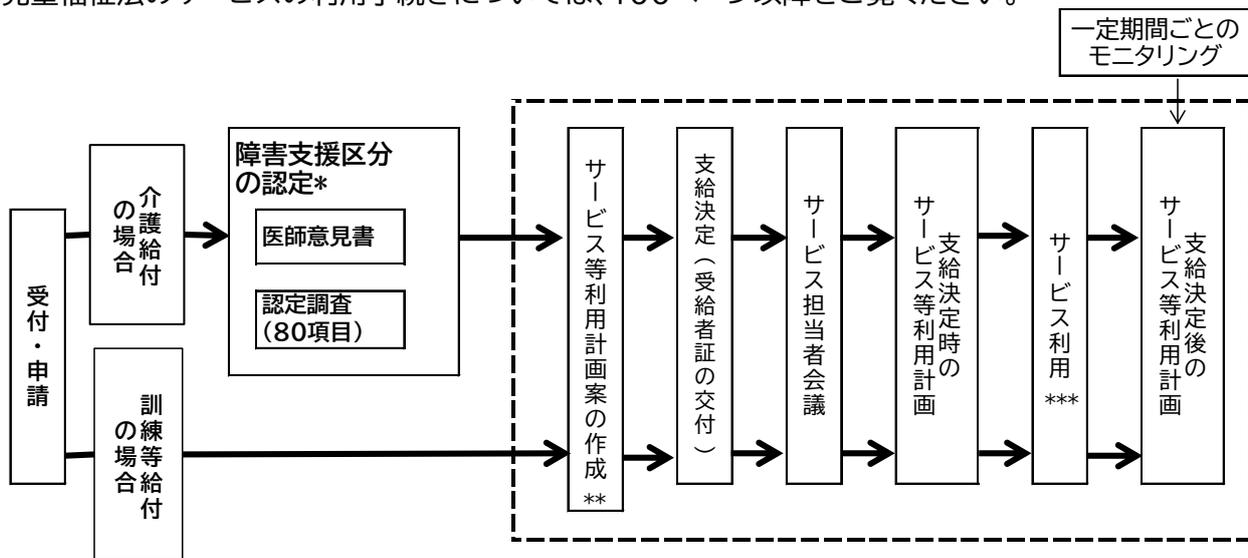
#### 障害児相談支援給付

- ・障害児支援利用援助
- ・継続障害児支援利用援助

## 2 障害福祉サービスの利用手続き

障害福祉サービスの利用を希望する方は、区役所・宮城総合支所障害高齢課で利用申請を行います。申請の後、下記のような手順で支給決定され利用開始となります。

児童福祉法のサービスの利用手続きについては、100ページ以降をご覧ください。



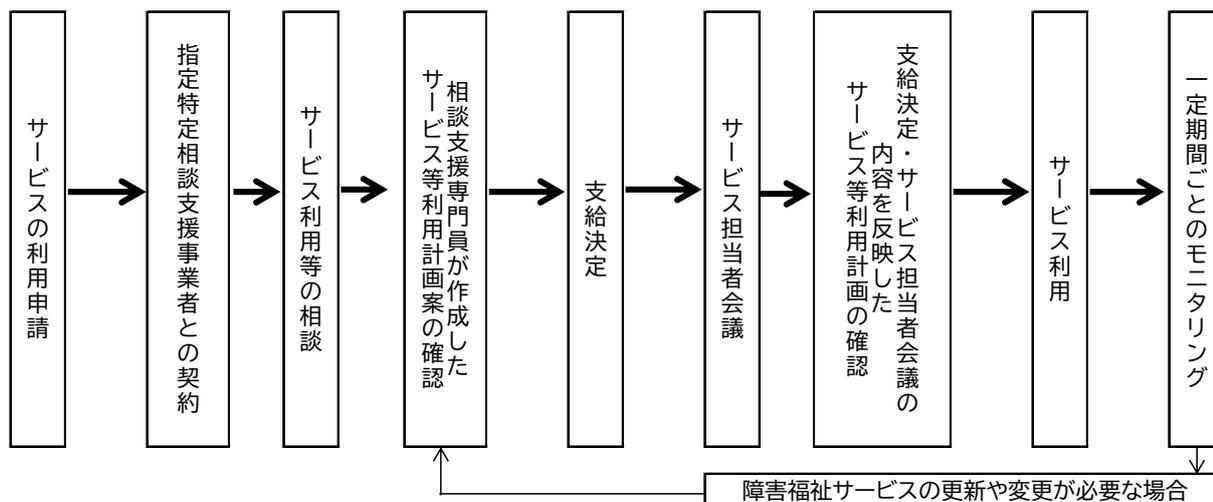
\* 障害支援区分とは、障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す区分(非該当、区分1～6:区分6の方が必要とされる度合いが高い)です。障害児の場合は障害支援区分の認定を必要としません。

\*\* 障害福祉サービスを利用する全ての方を対象に、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が作成します。指定特定相談支援事業所については「施設」のページをご覧ください。ご本人等が作成するセルフプランを提出することもできます。

\*\*\* 事業所との利用契約、事業所の個別支援計画の作成が必要です。

## 3 計画相談支援の流れ

計画相談支援は、利用者の方の状況の変化に応じて、課題の解決や適切なサービスの利用を継続的に支援することを目的としています。サービス等利用計画は、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が作成します。利用者の費用負担はありません。



## 4 利用者負担等について

### (1) 利用者負担について

#### ① 負担上限月額の設定

障害福祉サービスの利用者負担は、収入や市町村民税所得割額に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

#### ア 障害者の利用者負担

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円未満) ※ 入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除きます。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

#### イ 障害児の利用者負担

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割28万円未満) 通所施設 ホームヘルプ利用の場合 入所施設利用の場合	4,600円 9,300円
一般2	上記以外	37,200円

※ 4月1日時点で満3歳となった児童が就学するまでの間、障害児通所支援給付及び障害児入所支援給付(医療部分を除く)を利用する場合、利用料は無料となります。

#### ●所得を判断する際の世帯の範囲

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者(施設に入所する18、19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児(施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

#### ② 高額障害福祉サービス等給付費

同じ世帯で他にも障害福祉サービスを利用している方がいる場合や、補装具、児童福祉法に基づくサービス及び介護保険などの複数のサービスを利用している方について、その複数の利用者負担額の合計額が一定の基準額を超えた場合に、その超えた額を償還します。

また、一定の障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所)を5年以上継続して利用していた非課税世帯に属する障害支援区分2以上の方が、65歳を迎えてから介護保険のサービスの利用を開始した場合、対象となる介護保険のサービス(訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護)の自己負担相当額を償還します。

### (2) 実費負担について

入所施設における食費、光熱水費、医療費及び日用品費、通所サービス等における食費は自己負担となります。ただし、収入に応じて減免があります。

#### 入所施設の実費負担減免

低所得者の場合、利用者負担額と実費負担額を支払っても、収入のうち一定額が手元に残るよう減免します。

#### 通所サービスなどの食費軽減

生活保護、市民税非課税及び市民税所得割が16万円未満の世帯の方について負担を軽減します。